自主返納の手続きについて

▼運転免許は、有効期間内に自らの意思で返納することができます。自主返納を希望する方は、留萌警察署の交通課窓口(同署内1階)で返納手続きをすることができます。

高齢に伴う体の衰えなどで、 運転に不安を感じたことはあ りませんか? または、ご家族で運

または、ご家族で運転に不安を感じる方はいませんか?

■自主返納を希望する方は、

平日の午前8時45分から午後5時までに

留萌警察署交通課窓口へお越しください。

なお、運転免許を自主返納した方には、「留萌警察署長からのメッセージ文」「夜光反射 材」「歩行者用交通安全チラシ」をお渡ししています。

また、留萌警察署では、安全運転への感謝と ともに、自主返納を決意したことに対する敬意 を込めて「運転免許の卒業証書」を希望者全員 に授与しています。授与式は、日程を調整して 留萌警察署で執り行います。



※免許の行政処分(取り消し・停止・再試験)

の基準に該当する方は、自主返納することができません。あらかじめご了承ください。

希望者は「運転経歴証明書」の交付を申請することができます



▼「運転経歴証明書」は、安全運転に努めてきたことを証明するとともに、身分証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)として利用することができます。

運転経歴証明書の申請は、自主返納する際に併せて留萌警察署交通課の窓口で行ってください。なお、交付の際に手数料 1,100 円、写真代 1,000 円がそれぞれかかります。

▲運転経歴証明書 (イメージ)

※顔写真をご持参いただく場合は、できるだけ撮影から3カ月以内のものをお持ちください。

運転免許の自主返納制度に関する詳細やご相談などは、留萌警察署交通課(電話:42-0110) または市・総務課(電話:56-5005)へお問い合わせください。



ご存じですか?

運転免許の自主返納制度

市では、交通事故の未然防止とともに、安心で安全なまちづくりのため、運転免許の自主返納制度を推進しています。

問 市・総務課 ☎ 56-5005

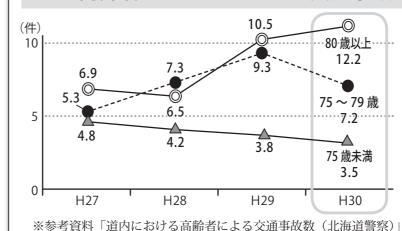
「運転免許の自主返納」について考えてみましょう

▼運転免許の自主返納制度は、高齢者ドライバーによる深刻な事故が多発したことに伴い、平成 10 年から始まりました。近年、全国的な啓発活動などにより、運転免許の自主返納の輪が少しずつ広がっています。

しかし、高齢者ドライバーによる深刻な事故は後を絶たず、65歳以上のドライバーによる 事故は、依然として増え続けています。

あなたは大丈夫ですか?

高齢者ドライバーによる交通事故を未然に防ぐために



ると、平成30年度で80歳以上12.2件、75~79歳7.2件、75歳未満3.5件となっています。80歳以上の高齢者ドライバーによる死亡事故が特に多い

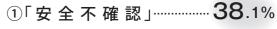
高齢者ドライバーによる交

通事故のうち、免許人口10万

人当たりの死亡事故件数を見

ことが分かります。

高齢者ドライバーによる交通事故の主な特徴



②「交差点安全進行」.....16.6%

③「前方不注意」………12.6%

運転に不安を感じたら、家族で話し合い (自主返納) について考えてみましょう!

※警視庁交通総務課統計「違反別にみた高齢運転者交通事故発生状況(平成30年度)」より抜粋

